

対象者	支援制度	内容	問い合わせ先
貸主向け 制度	専用住宅に関する 改修費補助	専用住宅の改修において、補助対象工事を行った際、改修費の一部を補助します。	住まい 街づくり課 (内線 2822)
	専用住宅に関する 家賃低廉化補助	専用住宅の家賃の一部を補助します。	住まい 街づくり課 (内線 2822)
	高齢者住宅契約貸主助成事業	補償保険（残存家財の片付け費用、葬儀費等を補償する保険）に加入した場合、保険料を補助します。	高齢者福祉課 (内線 2678)
借主向け 制度	高齢者民間賃貸住宅 入居支援事業	債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を補助します。また、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者等世帯の物件探しを支援します。	高齢者福祉課 (内線 2678)
	高齢者住み替え 家賃等助成事業	良質で防災上にも優れた住宅に転居する世帯、または取壊し等により立ち退きを求められている世帯に、転居後の家賃等の一部を助成します。	高齢者福祉課 (内線 2678)
	ひとり親世帯等 民間賃貸住宅入居支援事業	区内の民間賃貸住宅への入居の際に、保証人が見つからず保証会社を利用する際、保証料を補助します。賃貸借契約の更新をする場合の更新保証料も対象となります。	子育て支援課 (内線 3813)
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業住宅支援資金 (社会福祉法人東京都社会福祉協議会事業)	荒川区が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者を対象に、住宅の借り上げに必要な資金を貸し付けする制度です。	子育て支援課 (内線 3813)
	ケアリーバー支援	児童養護施設等を退所する若者（ケアリーバー）が、民間の賃貸住宅の契約をする際、連帯保証人を立てられず、保証会社を利用する場合に保証料の一部を補助します。	子育て支援課 (内線 3811)

住宅の確保に配慮が必要な方で、住宅をお探しの場合は、以下にお問い合わせください。
お電話の際は、「荒川区担当にお繋ぎ下さい」とお伝え下さい。

(公社) 東京都宅地建物取引業協会 第四ブロック

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-31-6 三昌ビル3F TEL：03-3984-2977 FAX：03-3985-6588
URL：https://branch.tokyo-takken.or.jp/block_04/
mail：block4@tokyo-takken.or.jp



03-3802-3111 (代表)
東京都荒川区荒川2-2-3



荒川区

居住支援制度に関するご案内

荒川区で実施している住宅の確保に配慮が必要な方向けの、
住まいに関する制度です。
貸主向け、借主向けの制度がございます。
是非ご活用ください。

まずはお気軽にお問い合わせください

03-3802-3111 (代表)

貸主向け制度

- P.1 専用住宅に関する
改修費補助
(内線2822)
- P.2 専用住宅に関する
家賃低廉化補助
(内線2822)
- P.3 高齢者住宅契約貸主助成事業
(内線2678)

借主向け制度

- P.3 高齢者民間賃貸住宅入居支援事業
(内線2678)
- P.4 高齢者住み替え家賃等助成事業
(内線2678)
- P.5 ひとり親世帯等
民間賃貸住宅入居支援事業
(内線3813)
- P.6 ひとり親家庭高等職業訓練
促進資金貸付事業住宅支援資金
(内線3813)
- P.6 ケアリーバー
支援
(内線3811)

専用住宅に関する改修費補助

専用住宅^{※1}の改修を実施する所有者等に対し、工事費の一部を補助します

※1 住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅のうち、住宅の確保に配慮が必要な方のみが入居可能として登録された住宅

補助対象住宅

- (1) 荒川区内の住宅
- (2) 専用住宅として登録された住宅 など

補助対象者

補助対象住宅の所有者又は賃貸人等

補助対象工事

- (1) バリアフリー改修工事(外構部分の改修工事を含む。)
- (2) 共同居住用住宅(シェアハウス)に用途変更するための改修工事
- (3) 間取り変更工事
- (4) 子育て世帯対応改修工事
- (5) 防火・消火対策工事
- (6) 省エネルギー改修工事
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事
- (8) 調査において居住のために最低限必要と認められた工事
- (9) 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
- (10) (1)～(9)の工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む。)



補助金の額

補助対象工事費(消費税及び地方消費税を除く。)×2/3とし100万円を上限額とする。

ただし、上記の(1)～(5)までの工事をする場合200万円を上限額とする。

計算方法

補助金
2/3

貸主負担
1/3

例) バリアフリー改修で300万を支出する場合

- ・補助限度額が200万円/戸
- 補助金：200万円、貸主負担：100万円

例) 省エネルギー改修で180万を支出する場合

- ・補助限度額が100万円/戸
- 補助金：100万円、貸主負担：80万円

入居対象者の要件(入居者がいる場合に適用)

- (1) 区内に継続して1年以上居住していること。
- (2) 入居世帯(被災者世帯を除く。)の所得が38万7千円以下であること。
- (3) 住民税、国民健康保険料等を滞納していないこと。
- (4) 住宅を所有していないこと。
- (5) 補助対象者の親族でないこと。
- (6) 補助対象者が所属する法人等の職員又は従業員等でないこと。
- (7) 暴力団関係者でないこと。

問合せ先 住まい街づくり課(区役所北庁舎2階)(内線2822)

専用住宅に関する家賃低廉化補助

専用住宅の賃貸人に対し、家賃の一部を補助します

補助対象住宅

- (1) 荒川区内の住宅
- (2) 専用住宅として登録された住宅 など

補助対象者

補助対象住宅の賃貸人

補助金の額

1戸あたりの補助金額は、補助対象住宅の家賃の2分の1以内の額とする。

ただし、月額4万円を上限とし、補助後の家賃が、公営住宅並み家賃を下回らないこと。

計算方法

(例)

家賃
12万円

家賃を減額
(低廉化)

家賃
8万円

補助

差額
4万円

例) 家賃12万円を8万円に減額する場合
(4万円が低廉化費用)
・補助限度額が月額4万円
→補助金：4万円、貸主負担：なし

補助対象期間

管理開始から10年間とする。

ただし、家賃に係る補助金の総額が上限額の10年間分(480万円)を超えない場合にあっては、これを最大20年間とすることができる。

入居対象者の要件

- (1) 区内に継続して1年以上居住していること。
- (2) 生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金その他の公的住宅扶助を受けていないこと。
- (3) 所得が月額15万8千円以下であること。
- (4) 住民税、国民健康保険料等を滞納していないこと。
- (5) 住宅を所有していないこと。
- (6) 補助対象者の親族でないこと。
- (7) 補助対象者が所属する法人等の職員又は従業員等でないこと。
- (8) 暴力団関係者でないこと。



問合せ先 住まい街づくり課(区役所北庁舎2階)(内線2822)

貸主向け
制度

高齢者住宅契約貸主助成事業

貸主が高齢者の入居受入れの際に
抱える困りごと ...
孤独死のリスク ...

高齢者の方と新たに賃貸借契約を結んだ貸主の方が、借主の方の万が一に備えて、補償保険（残存家財の片付け費用、葬儀費等を補償する保険）に加入した場合、保険料を補助します。また、借主の世帯で高齢者みまもりネットワーク事業に登録されていない方は、必ず、登録をしていただきます。

対象要件

- ・荒川区内に昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合している物件を所有する方
- ・1年以上区内在住している高齢者世帯（65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方と60歳以上の配偶者、兄弟姉妹のみの世帯）の方と上記物件で賃貸借契約を結んだ貸主の方
- ・新たに補償保険に加入する貸主の方

助成内容

- ・保険料の実費額を補助。（年度ごとに一戸当たり15,000円を限度とし、最長4年間まで）

問合せ先 高齢者福祉課（区役所本庁舎2階）（内線2678）



借主向け
制度

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

保証人がいない ...
高齢で入居を断られる ...

連帯保証人を立てられないために債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成しています。また、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者等世帯の物件探しを支援しておりますので、ご相談ください。

対象要件

- ・1年以上区内在住の方で、65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方と60歳以上の方のみの世帯
- ・住民税、国民健康保険料を滞納していない方

※上記以外にも要件がありますので、利用される前に必ずご相談ください。

助成内容

- ・民間保証会社の債務保証制度を利用した場合に、初回の保証委託料の一部（月額家賃等の50%で50,000円を限度）と2年目以降の更新保証料10,000円を助成。

問合せ先 高齢者福祉課（区役所本庁舎2階）（内線2678）



借主向け
制度

高齢者住み替え家賃等助成事業

立退きを求められている ...
建物が老朽化しているため
安全な物件へ引っ越したい ...

良質で防災上にも優れた住宅に転居する世帯、または取壊し等により立ち退きを求められている世帯に、転居後の家賃等の一部を助成し、高齢者世帯の住まいの安全・安心の確保を支援しています。**必ず、転居前にご相談ください。**

世帯の要件

- ・2年以上区内在住の70歳以上の単身世帯の方、または70歳以上の方と同居の配偶者もしくは兄弟姉妹の方で構成された世帯が区内の民間賃貸住宅から区内の他の民間賃貸住宅に転居する場合。

転居前の住宅の要件

1年以上居住している住宅の取り壊しや賃貸事業の廃止等により、立退きを求められている場合、または次の**いずれか**に該当する住宅に1年以上居住している場合。

- ・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合していない。
- ・住戸の専用床面積が18㎡未満である。
- ・住戸に浴室又はトイレが設置されていない。

転居後の住宅の要件

次の**すべて**に該当する住宅

- ・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合している。
- ・住戸の専用床面積が25㎡以上である。（ただし、平成18年9月18日以前に建築されたものについては、当分の間18㎡以上）
- ・住戸に浴室とトイレが設置されている。

資格の要件

- ・申請者は独立して日常生活を営むことができる。（要支援1・2、要介護1まで）
- ・世帯全員について、国民健康保険料等を滞納していない。
- ・世帯全員について、前年度の住民税が**非課税**である。

※上記以外にも要件があります。

助成内容

- ・転居前の家賃と転居後の家賃との差額（月額4万円を限度）
- ・礼金・権利金、仲介手数料、転居費用、契約更新料の一部

問合せ先 高齢者福祉課（区役所本庁舎2階）（内線2678）



ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業

区内の民間賃貸住宅への入居の際に、保証人が見つからず保証会社を利用するひとり親家庭に対し、保証会社に支払う保証料を補助します。当制度の利用者が、賃貸借契約の更新をする場合の更新保証料も対象となります。

補助の対象にならない方も、物件探しのお手伝いをしますので、気軽にお問合わせください。

※保証料補助は、区と協定を結んでいる保証会社に限られます。

対象要件

- ・ 1年以上区内在住の方で、ひとり親世帯の母もしくは父、または養育者
- ・ 前年の所得が（申請時期が1月から5月の場合は前々年）が児童扶養手当受給者と同等の所得水準
- ・ 現在、居住している住宅の家賃、特別区民税及び国民健康保険料を滞納していない方

※上記以外にも要件がありますので、利用される前に必ずご相談ください。

助成内容

- ・ 保証料及び契約料（限度額50,000円）
- ・ 2年目以降の更新保証料（限度額50,000円）

※更新は4回目までに限ります。



問合せ先 子育て支援課（区役所本庁舎2階）（内線3813）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業住宅支援資金
（社会福祉法人東京都社会福祉協議会事業）

荒川区が実施する母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者を対象に、住居の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とするものです。プログラム策定を受けるためには相談が必要です。

※条件により貸付金の返済免除があります。



問合せ先 子育て支援課（区役所本庁舎2階）（内線3813）

ケアリーバー支援

児童養護施設等を退所する若者（ケアリーバー）の自立支援策の一環として、連帯保証人を立てられないケアリーバーが民間の賃貸住宅の契約をする際に、保証会社に支払う保証料の一部を補助します。（新規契約時5万円上限・更新契約時2万円上限）



問合せ先 子育て支援課（区役所本庁舎2階）（内線3811）